

町立病院からのお知らせ

地方公営企業法の全部適用とはなに？

1. 一部適用から全部適用への移行

広報なごみの4月号で和水平町立病院の運営が一部適用から全部適用に移行したことをお知らせしました。今回は全部適用とはどういうものかを簡単に説明します。

日本には数多くの公立病院がありますが、以前からその赤字体制が問題になっていました。そのため平成19年に総務省が「公立病院改革ガイドライン」を策定し、自治体に経営改善を図るよう指示を出しました。具体的には民間企業のような経営努力をして、黒字化を図りなさいということでした。その方法の一つに役場が持っていた病院の運営に関する権限と責任の多くを病院自体へ移行する全部適用という制度がありました。その他の方法には独立行政法人化、民営化があります。そして多くの公立病院が全部適用という手段をとりました。独立採算とまでは行かないのですが、それに近づく制度です。当時から和水平町立病院も全部適用への移行を検討しており、昨年準備を進め今年度から移行することになりました。

移行して一番大きく変わるのが病院職員の人事です。病院自身で職員を雇うことができるようになります。特に病院経営に大きくかわる事務職員は、役場の人事異動に伴い今まで2～3年おきに交代されていました。これではいつも素人が経営を行うことになり、やっと慣れたところで交代ということになります。しかしこれからは病院専門の事務職員を育て、経営のプロとして長期に働いてもらうことが可能になります。いまや病院経営は普通に医療を行っているだけではうまく行かず、専門知識を持っていろいろな戦略を立てる必要があります。そしてそれら戦略を実行に移すのも、いままでよりスピーディに行うことができるようになります。

もう一つ重要なことは、これを契機に職員全員に経営意識を持ってもらうことです。病院の経営状態が私たち職員の給与にも影響することを自覚し、活力のある病院を目指してみんなで病院の医療レベルを上昇させ、患者さんに対するサービスも向上させるようがんばっていかねばなりません。

2. 町立病院の使命

人口の高齢化により、医療費は上昇を続けています。和水平町の国民健康保険や介護保険の支出も増加しており、このままでは町の財政を圧迫しかねません。国からは交付金が来ますが、国も大きな借金を抱えているので、今まで通り交付してくれるとは限りません。少なくなる可能性もあります。町全体で医療費を抑える努力が必要なのです。

町立病院の使命は第一に町民の病気を治療し、健康を守ることです。そして町の医療費削減に協力することです。先ほど述べた病院経営の安定化、すなわち病院の収入を増やすという理論とちょっと矛盾しているようですが、公立病院であるからにはともに達成する必要があると考えています。

医療費削減に効果があるのは、病気が軽いうちに治療することです。高血圧、糖尿病、高脂血症などをコントロールすることは、心筋梗塞、脳梗塞、腎不全などの予防につながります。また日本人の2人に1人はがんになると言われていますが、がんも早期発見すれば安い費用で治すことができます。高額で副作用の強い抗がん剤を使う必要もありません。町も生活習慣病を予防するため検診事業などを強力に推し進めており、病院も全面的に協力していくつもりです。

今年度も和水平町の皆さんが安心・信頼して受診できる病院を目指し、いろいろな具体策を考えています。内視鏡検査・治療が専門の消化器内科医師に来てもらったのもその1つです。また皆さんの所に出かけて行き、講演会なども行う予定です。よろしくお申し上げます。

平成25年度 町税・後期高齢者医療保険料納付期限(口座振替)日【和水町】

月	税 目	期別	納 期 限 日
平成25年4月			
5月	固定資産税 軽自動車税	1期 全期	平成25年5月31日(金)
6月	町県民税	1期	7月1日(月)
7月	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	1期 1期	7月31日(水)
8月	町県民税 固定資産税 後期高齢者医療保険料	2期 2期 2期	9月2日(月)
9月	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	2期 3期	9月30日(月)
10月	町県民税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	3期 3期 4期	10月31日(木)
11月	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	4期 5期	12月2日(月)
12月	固定資産税 後期高齢者医療保険料	3期 6期	12月25日(水)
平成26年1月	町県民税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	4期 5期 7期	平成26年1月31日(金)
2月	固定資産税 後期高齢者医療保険料	4期 8期	2月28日(金)
3月	国民健康保険税	6期	3月31日(月)

- 原則、月末の口座振替となりますが、土日・祝祭日の場合は、金融機関の翌営業日が振替日となります(12月については、今年度は25日が振替日です。)
- 納付書での納付場所(下記金融機関の本店及び支店等)
①肥後銀行 ②熊本銀行 ③玉名農業協同組合 ④ゆうちょ銀行(九州管内の郵便局。但し沖縄県は除く)
⑤和水平町役場会計室及び三加和総合支所住民課
- 町税・各種料金の納付は、确实・便利な口座振替をおすすめします。**
お申込みは、上記金融機関の窓口、役場税務住民課及び三加和総合支所住民課へお尋ねください。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 ☎(直)0968・86・5723
総合支所 住民課 ☎(代)0968・34・3111(内753)

軽自動車税の減免について

和水平町では、身体に障がいのある方が積極的に社会活動に参加できるよう軽自動車税について、配慮しています。一定の要件に該当し、期限までに減免申請をされた人の軽自動車税を全額免除します。(原付バイクも対象となります)
※減免可能な台数は、障がいのある方一人につき1台です。

減免が受けられる軽自動車の範囲	手続の際に必要なもの
障がいのある人の通院、通学などに利用され、次のいずれかに該当するもの	・車検証
・障がい者の方が所有(登録)し、本人が運転するもの	・身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳、療育手帳(注意：等級によっては該当しない場合があります。詳しくは、役場にお問い合わせください。)
・障がい者又は生計を同一にする方が所有(登録)し、そのいずれかの方が運転するもの	・運転される方の免許証
・障がい者又は生計を同一にする方が所有(登録)し、常時介護する方が運転するもの	・印鑑
・障がい者のために特別の仕様がされたもの	減免申請の受付期間 平成25年5月9日(木)～平成25年5月24日(金)まで(土日を除きます)

問い合わせ先 本庁 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723(内線519)
総合支所 住民課 税務収納係 ☎0968・34・3111(内線753)